

伊 勢 市 公 報

第 91 号
平成 21 年 8 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市負担金等の滞納処分に係る事務手続きに関する規則	2
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	5
上下水道事業管理規程	
○ 下水道事業の施行に伴う負担金等の滞納処分に係る事務手続に関する規程	8
告 示	
○ 平成 21 年度補正予算の公表について	11
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	21
選挙管理委員会告示	
○ 在外選挙人名簿関係 ・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	22
○ 衆議院議員総選挙関係 ・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	23
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	24
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	25
・ 選挙時登録にかかる選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所について	26
・ 選挙時における在外選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所について	27
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を決めることについて	28
上下水道事業告示	
・ 伊勢市指定給水装置工事事業者変更届出	29
公 告	
○ 公示送達	30
○ 犬の抑留について	31
○ 公示送達	32
○ 公示送達	34
○ 公示送達	38
公 表	
○ 伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について	39

伊勢市負担金等の滞納処分に係る事務手続に関する規則をここに公布する。

平成 21 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 29 号

伊勢市負担金等の滞納処分に係る事務手続に関する規則

(趣旨)

第 1 条 本市が徴収する負担金、分担金及び使用料並びにこれらの延滞金(以下「負担金等」という。)の滞納処分に係る事務手続については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(滞納処分に係る事務の委任等)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 3 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる負担金等の滞納処分に係る事務は、負担金等の徴収に関する事務に従事する職員のうちから市長が指定する者に委任する。

(滞納処分職員証)

第 3 条 前条の規定により滞納処分に係る事務の委任を受けた者は、負担金等の滞納処分のため財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、伊勢市滞納処分職員証(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

第 号	伊勢市滞納処分職員証
写 真	所 属 氏 名 生年月日
上記の者は、伊勢市負担金等の滞納処分に係る事務手続きに関する規則第2条の規定に基づく伊勢市滞納処分職員であることを証する。	
年 月 日	伊勢市長 印
（裏）	

- 1 本証は、伊勢市負担金等の滞納処分に係る事務手続きに関する規則に基づき滞納処分できる負担金等につき、滞納処分執行のため財産差押を行うとき又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行なうときに携帯する。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を有する者が、滞納処分職員の資格を無くしたときは、直ちに本証を返納しなければならない。

伊勢市規則第 30 号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 115 条の 11 第 1 項」を「第 115 条の 12 第 1 項」に、「申請は、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請書」を「申請並びに法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 の規定において準用する法第 70 条の 2 の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定(更新)申請書」に改め、同条第 2 項中「第 115 条の 11 第 1 項」を「第 115 条の 12 第 1 項」に改める。

第 3 条中「第 115 条の 14」を「第 115 条の 15」に、「施行規則第 131 条の 10 第 1 項」を「施行規則第 131 条の 13 第 1 項及び第 140 条の 30 第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 78 条の 7」を「第 78 条の 8」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

様式第 1 号中「指定申請書」を「指定(更新)申請書」に改め、医療機関コード等の項の次に次のように加える。

現に受けている指定の有効 期間満了日	年 月 日 (更新の場合に記入)
更新年月(有効期間満了日の 翌日)	年 月 日 (更新の場合に記入)

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

様式第3号中「次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。」を「次のとおり事業の廃止（休止・再開）について届け出ます。」に、「廃止（休止・再開）する事業所」を「廃止（休止・再開）事業所」に、「休止・廃止・再開した年月日」を「休止・廃止・再開年月日」に、「休止・廃止した理由」を「休止・廃止理由」に、「支援を受けていた」を「支援を受けている」に、「休止・廃止した場合」を「休止・廃止の場合」に改める。

（伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第2条 伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第115条の20第1項」を「法第115条の22第1項」に、「法第115条の28」を「法第115条の31」に改め、同条第2項中「法第115条の20第1項」を「法第115条の22第1項」に改める。

第3条中「法第115条の23」を「法第115条の25」に、「施行規則第140条の28第1項」を「施行規則第140条の37第1項」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

様式第3号中「次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。」を「次のとおり事業の廃止（休止・再開）について届け出ます。」に、「廃止（休止・再開）する事業所」を「廃止（休止・再開）事業所」に、「休止・廃止・再開した年月日」を「休止・廃止・再開年月日」に、「休止・廃止した理由」を「休止・廃止理由」に、「支援を受けていた」を「支援を受けている」に、「休止・廃止した場合」を「休止・廃止の場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市下水道事業の施行に伴う負担金等の滞納処分に係る事務手続に関する規程を次のように定める。

平成 21 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市下水道事業の施行に伴う負担金等の滞納処分に係る事務手続
に関する規程

(趣旨)

第1条 本市下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が徴収する負担金、分担金及び使用料並びにこれらの延滞金（以下「負担金等」という。）の滞納処分に係る事務手続については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(滞納処分に係る事務の委任等)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により、又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第5項の規定により国税の滞納処分の例により処分することができる負担金等の滞納処分に係る事務は、負担金等の徴収に関する事務に従事する職員のうちから管理者が指定する者に委任する。

(滞納処分職員証)

第3条 前条の規定により滞納処分に係る事務の委任を受けた者は、負担金等の滞納処分のため財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、伊勢市下水道事業滞納処分職員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

第 号	伊勢市下水道事業滞納処分職員証
写 真	所 属 氏 名 生年月日
上記の者は、伊勢市下水道事業の施行に伴う負担金等の滞納処分に係る事務手続に関する規程第2条の規定に基づく伊勢市下水道事業滞納処分職員であることを証する。	
年 月 日	伊勢市長 印

（裏）

<p>1 本証は、伊勢市下水道事業の施行に伴う負担金等の滞納処分に係る事務手続に関する規程に基づき滞納処分できる負担金等につき、滞納処分執行のため財産差押を行うとき又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行なうときに携帯する。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証を有する者が、滞納処分職員の資格を無くしたときは、直ちに本証を返納しなければならない。</p>
--

伊勢市告示第 59 号

平成 21 年 7 月 8 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 21 年度予算の要

領は、次のとおりです。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成21年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成21年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,859千円」を「2,214千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,859千円」を「2,214千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	0千円	3,195千円	3,195千円
第1項 負担金	0千円	3,195千円	3,195千円

支 出	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,859千円	3,550千円	5,409千円
第1項 建設改良費	0千円	3,550千円	3,550千円

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 0 , 9 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 1 , 0 1 8 , 6 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,997,459	△71,481	3,925,978
	2 国庫補助金	870,841	△71,481	799,360
16 県支出金		2,156,089	144,832	2,300,921
	2 県補助金	698,621	143,180	841,801
	3 委託金	331,785	1,652	333,437
19 繰入金		2,341,822	1,688	2,343,510
	1 基金繰入金	2,341,822	1,688	2,343,510
20 繰越金		50,000	2,003	52,003
	1 繰越金	50,000	2,003	52,003
21 諸収入		682,734	2,000	684,734
	5 雑入	596,996	2,000	598,996
22 市債		4,343,800	11,900	4,355,700
	1 市債	4,343,800	11,900	4,355,700
歳入合計		40,927,712	90,942	41,018,654

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		13,389,592	72,086	13,461,678
	2 老人福祉費	3,177,396	34,029	3,211,425
	3 児童福祉費	4,664,191	38,057	4,702,248
5 労働費		149,653	12,452	162,105
	1 労働諸費	149,653	12,452	162,105
6 農林水産業費		965,782	3,038	968,820
	1 農業費	795,892	3,038	798,930
9 土木費		4,905,041	664	4,905,705
	1 土木管理費	212,371	664	213,035
11 教育費		4,312,942	2,702	4,315,644
	1 教育総務費	893,847	2,702	896,549
歳 出 合 計		40,927,712	90,942	41,018,654

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
農地・水・環境保全 向上対策負担金 (平成21年度債務負担行為)	自 平成22年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	2,076

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	2,067,600	2,079,500

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7 5 0 , 4 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 1 , 7 6 9 , 0 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		970,967	6,182	977,149
	2 負担金	969,967	6,182	976,149
15 国庫支出金		3,925,978	701,646	4,627,624
	2 国庫補助金	799,360	701,646	1,501,006
20 繰越金		52,003	26,050	78,053
	1 繰越金	52,003	26,050	78,053
21 諸収入		684,734	16,560	701,294
	5 雑入	598,996	16,560	615,556
歳入合計		41,018,654	750,438	41,769,092

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,525,019	14,437	4,539,456
	1 総務管理費	3,543,072	14,437	3,557,509
3 民生費		13,461,678	8,800	13,470,478
	1 社会福祉費	3,282,547	1,222	3,283,769
	2 老人福祉費	3,211,425	7,578	3,219,003
4 衛生費		4,049,655	92,268	4,141,923
	1 保健衛生費	2,012,774	13,123	2,025,897
	2 清掃費	2,036,881	79,145	2,116,026
6 農林水産業費		968,820	92,853	1,061,673
	1 農業費	798,930	56,853	855,783
	3 水産業費	136,303	36,000	172,303
7 商工費		241,721	8,236	249,957
	1 商工費	241,721	8,236	249,957
9 土木費		4,905,705	175,566	5,081,271
	2 道路橋梁費	975,612	21,000	996,612
	4 港湾海岸費	13,229	13,000	26,229
	5 都市計画費	2,855,432	111,566	2,966,998
	6 住宅費	227,915	30,000	257,915
10 消防費		2,045,351	63,188	2,108,539
	1 消防費	2,045,351	63,188	2,108,539
11 教育費		4,315,644	295,090	4,610,734
	1 教育総務費	896,549	128,946	1,025,495
	2 小学校費	510,606	74,946	585,552
	3 中学校費	1,274,511	43,660	1,318,171
	4 幼稚園費	197,617	200	197,817
	5 社会教育費	520,801	47,338	568,139
歳 出 合 計		41,018,654	750,438	41,769,092

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額(千円)
9 土木費	5 都市計画費	交通施設バリアフリー化事業	69,566

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 21 年 8 月 13 日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 21 年 8 月 20 日（木）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
議案第 34 号 尾崎罌堂記念館条例の一部改正について
議案第 35 号 平成 21 年度補正予算について

伊勢市選管告示第 42 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 8 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市選管告示第 43 号

平成 21 年 8 月 30 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成 21 年 8 月 18 日 (火) 午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選管告示第 44 号

平成 21 年 8 月 30 日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の交付
場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|---------------------|------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会 |
| 2 | 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣総合支所 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌総合支所 |

伊勢市選管告示第 45 号

平成 21 年 8 月 30 日執行予定の衆議院議員総選挙に伴い、平成 21 年 7 月 21 日以降同年 8 月 30 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えは、これを行わず平成 21 年 8 月 31 日以後に延期します。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 46 号

平成 21 年 8 月 17 日現在で調製する衆議院議員総選挙における選挙時登録にかか
る選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

(参考) 縦覧期間については、中央選挙管理会並びに三重県選挙管理委員会にお
いて当該選挙の公示日午前 8 時 30 分から午後 5 時までと定められてい
ます。

伊勢市選管告示第 47 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、選挙時における在外選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

(参考) 縦覧期間については、中央選挙管理会並びに三重県選挙管理委員会において当該選挙の公示日午前 8 時 30 分から午後 5 時までと定められています。

伊勢市選管告示第 48 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の公示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の公示の日の前々日からと定めます。

平成 21 年 8 月 5 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市上下水道事業告示第 39 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成 21 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

	指定 番号	事業者名	所 在 地	変 更 年月日
変更後	29	有限会社 ユニティー	伊勢市鹿海町 629 番地	平成 21 年 5 月 20 日
変更前			伊勢市船江 4 丁目 16 番 8 号	

伊勢市公告第 70 号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、財務政策部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 8 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

氏 名	住 所
株式会社 伊勢原木	宮後 3 丁目 8 番 1 号
平賀 佐保子	神社港 107 番地 21

伊勢市公告第 71 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 8 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 二見町松下	雑種	白茶	メス	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 21 年 8 月 11 日

3 抑留期限 平成 21 年 8 月 18 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

江村 南斗	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 47 号 森田荘 2 号	0300219490
山本 信子	伊勢市中村町 173 番地 1 野村荘は号	0300219706
大谷 涼	伊勢市神久 5 丁目 8 番 46 号 神久荘	0300269008
竹内 勇	伊勢市小木町 589 番地 1 ロイヤル中川 101 号	0300291044
中森 靖夫	伊勢市楠部町 67 番地 14 斗南荘 11 号	0300300266
柳田 豊一	伊勢市一之木 4 丁目 3 番 1 号	0300302239
川口 實	伊勢市一志町 4 番 2 号 水谷荘	0300302932
鹿海 厚子	伊勢市小木町 416 番地 1	0300310877
中北 昭博	伊勢市川端町 130 番地 7	0300329711
八賀 信行	伊勢市小俣町元町 616 番地	0300334091
北村 晋一	伊勢市一之木 4 丁目 7 番 6 号	0300296811
上田 進	伊勢市横輪町 360 番地	0300351889
宮崎 輝夫	伊勢市吹上 2 丁目 12 番 25 号 南光荘	0300292372
阿竹 利行	伊勢市御菌町高向 580 番地 かね才 1 号	0300338621
福田 勝夫	伊勢市大湊町 1118 番地 137	0300355286
木戸 義郎	伊勢市御菌町高向 1867 番地 2	0300366986
OTOFUJI MASAIA	伊勢市御菌町新開 915 番地 フレグランスアサノ 210	0300363587
内藤 勝男	伊勢市御菌町小林 2216 番地 コーポたかはし P 3	0300378114

伊勢市公告第 72 号

公 示 送 達

下記の者の平成 21 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 8 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

氏 名	住 所	被保険者番号
浦田 勝	伊勢市御菌町長屋 550 番地 1	9000117706
殿村 四郎	伊勢市吹上 2 丁目 8 番 18 号	0300033452
藤本 ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	0300071730
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	0300137714
小津 幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 株式会社丸二内	0300203900
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	0300204053
久世 修	伊勢市馬瀬町 614 番地 15	0300205524

伊勢市公告第 73 号

公 示 送 達

下記の者の平成 21 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 8 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
世古 保之	上地町 4372 番地 3	0001484
瀬口 忍	宇治浦田 3 丁目 11 番 1 号	0006435
井手 勝利	浦口 4 丁目 21 番 13 号	0007417
KUBA IMEDA SORIANO	小俣町元町 1172 番地 中尾アパート 2 号室	0011946
中井 広己	吹上 2 丁目 12 番 3 1 号 春代荘	0015196
●●●●●	●●●●●	●●●●●
HOSSOKAWA SILVANA APARECIDA LIBERATO	御菌村高向 2042 番地 1 コーポ御菌 2A	0026318
牧 さやか	下野町 272 番地 1 サニーフジ 106 号	0027168
北村 明久	西豊浜町 5432 番地 4	0031994

宮間 良典	田尻町491番地2	0032175
石井 肇	船江4丁目9番14号	0033734
早田 景介	曾祢2丁目5番18号 プチモールエイワ101	0036499
橋爪 憲行	下野町65番地2	0037025
NAKANISI SAMODE	粟野町1445番地	0038338
中村 武夫	勢田町381番地3 中山コーポ1棟2F6号	0038684
小林 賢治	神社475番地1 なみきハイツ102	0048675
濱口 修平	通町519番地 グリーンコーポ小林B棟201号 室	0049946
泊 素巳	辻久留3丁目12番77号 宮野荘105号室	0050738
宮崎 俊雄	浦口4丁目12番16号	0054228
高原 信幸	一之木3丁目16番13号	0061603
村下 力郎	西豊浜町1552番地	0069052
芳 洋一	一之木1丁目6番14号 丸戸アパート3B	0074407
東川 宗生	大世古4丁目5番5号 コーポコスモス206号室	0109528
成田 公子	馬瀬町452番地15	0124989
小川 知久	村松町1381番地18	0132685
夏目 秀樹	古市町233番地 シャトーTANIGUCHI3 FA	0143294
柳田 豊一	一之木4丁目3番1号	0143989
折戸 真里	大世古4丁目3番25号 ベルヴィル大世古A22号	0145613
千場 陽子	竹ヶ鼻町235番地1 東海船舶206号	0146040
大谷 涼	神久5丁目8番46号 神久荘	0147857
西井 千鈴	古市町4番地5 ハイツ稲葉1号	0149903
大西 元三	二見町松下1757番地10 コーラル・リーフ21 305	0162385
貝塚 功洋	曾祢2丁目5番8号 シャトーナツヤマ609	0163045
下村 忠一	常磐2丁目11番4号	0164026

早川 一二美	常磐3丁目5番14号 美よ志荘6号	0707916
村岡 由紀彦	桜木町85番地95	0809721
高瀬 しず子	船江3丁目10番22号 角谷ハイツ21号	0827129
上野 千秋	勢田町733番地15	0829652
奥村 良次	岡本2丁目2番3号	0854684
尾形 直希	吹上2丁目9番33号	0903556
鹿海 稔久	小木町416番地1	0913051
福田 勝夫	大湊町1118番地137	0925849
森下 朋一	村松町3855番地1	0964160
平野 義治	上野町322番地9	0991857
下村 廣	二見町茶屋292番地	1002417
宮本 三郎	二見町西1129番地	1007409
RAJBHANDARI RAMU	二見町今一色166番地1	1043858
高井 彰	小俣町本町1184番地	2034121
松尾 賢次	小俣町本町531番地 ハイム明城102号室	2075834
山口 雅生	小俣町元町677番地	2085958
村田 武宏	小俣町元町229番地1 ファミリーハウス三野5号	2087938
田中 ゆきみ	小俣町湯田852番地 ニューフジ社宅201号	2101763
喜田 美里	小俣町明野550番地 パールハイツ101号	2101911
渡邊 正夫	小俣町本町497番地 服部アパート4号	2107779
信田 誠	小俣町湯田964番地1 ハイブリッジ湯田401	2109478
甲斐 峰子	小俣町相合965番地	2109569
辻村 学	小俣町相合1357番地 リバーサイド相合102	2115285
山崎 英蔵	小俣町本町36番地 小俣マンション205号	2121290
阿部 久	小俣町元町677番地	2123362
村田 雅彦	御菌町長屋260番地2	3028825
西川 猛	宮後2丁目7番8号	3032968
倉野 茂樹	御菌町高向692番地 おおとりB号	3036440
濱崎 和紀	御菌町小林958番地3 福島ハイツ1-E	3037166

小口 昭子	御菌町長屋 556 番地 中居 C 号	3037850
阿竹 利行	御菌町高向 580 番地 かね才 1 号	3037975
大西 俊也	御菌町長屋 957 番地 3 前田荘 4 号	3039310
竹内 フェルナンド	曾祢 2 丁目 9 番 10 号 シャトーナツヤマ曾祢 101 号室	3039666
廣富 洋子	御菌町高向 2042 番地 1 コーポ御菌 2 B	3042967
奥村 新悟	御菌町王中島 788 番地 ラディッシュ 202 号	3043551

伊勢市公告第 74 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、財務政策部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 8 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

氏 名	住 所
竹内 隆夫	小俣町明野 364 番地

伊勢市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年8月5日

伊勢市監査委員	鈴木 一 博
伊勢市監査委員	浦野 卓 久
伊勢市監査委員	藺 田 順 一

平成 21 年 8 月 5 日

請求人 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博

伊勢市監査委員 浦野 卓 久

伊勢市監査委員 藺 田 順 一

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 21 年 6 月 8 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に対し、同条第 4 項により監査を実施しましたが、請求に理由があるか否かにつき、同条 8 項に定める監査委員の合議に至りませんでしたので、その旨通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市

氏 名 省 略 他 122 名

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 6 月 8 日である。

3 請求の内容（原文のまま）

森下市長は、伊勢市－中部国際空港を結ぶ定期航路凍結後、ターミナルを利活用するとしているが、そのターミナル施設の一部である既設の浮き栈橋の「安全性が確認できない」をいう理由で三重県から「使用停止」の指示を受けました。その後、浮き栈橋調査のため、本年 3 月市議会に調査費 804 万 3,000 円を計上し、議会の承認を得ました。

森下市長の提案説明によれば、新造で係留施設の浮き栈橋その他を建設するため、平成 19 年 3 月に海上アクセス周辺整備設計業務をコンサルタントに委託し、同年 6 月下旬に設計業務は完了しました。

その際、港湾施設の技術上の基準を定める「省令」が大幅に改正されたことを認識せず、改正省令に沿った設計はされませんでした。また、同年 6 月初

旬、周辺施設の積算業務を委託しましたが、工事費等が当初予算額を上回るため、同年8月頃、経費削減、工期の短縮のため中古の浮き棧橋を検討し、中古台船を加工することを決定しました。

その後、設計、積算するために伊勢市内の業者に中古台船の購入金額の見積もりを依頼しましたが、その際、製造年月日及び船歴、構造、肉厚、強度等は確認しないまま中古台船を購入しました。

同年、11月中旬にかけ市職員が設計を行い図面を作成したが、この設計にあたって港湾技術上の基準を十分認識しないまま作業を行いました。また、港湾施設基準も満たしていませんでした。同年12月28日業者と契約し、平成20年3月27日工事は完了しました。

以上の説明で明らかのように、第一に、港湾施設を建造する際の技術上の基準の認識を怠り、省令に沿った設計ではありませんでした。第二に浮き棧橋は、新造から中古台船に変更して使用しましたが、台船購入の際、製造年月日及び船歴、その他など、台船の持つ特殊性を認識せず、商品購入の初歩的な事務上の手続きを怠ったことは明らかです。

これらの事実は、不当な財産の取得であり、また、改正省令を認識せず、法令を遵守するという事務吏員をしての事務上の怠慢から生じた事件であり、森下市長の監督責任は否定できません。

請求者は、本件804万3,000円について、市長が職務上職員に対し適切に指示していれば起因しなかった事案であり、支出が履行されれば財務会計上不当に行われたものであると断ぜざるを得ません。支出された場合は、市の財産的損害が生じます。よって市長に対して必要な措置をとるよう求めるものです。

4 監査請求の趣旨

職員措置請求書及び事実証明書に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案して監査請求の趣旨を次のとおり理解した。

- (1) 伊勢市が建設した海上アクセス周辺施設の一つである浮き棧橋（以下「浮き棧橋」という。）は、国土交通省の港湾の施設の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）に準拠しないもので、違法もしくは不当な財産の取得にあたる。
- (2) この違法もしくは不当な財産の取得は、事務手続き上の怠慢から生じたもので、市長の監督責任は免れない。
- (3) 伊勢市は、本施設の安全性確認のため、検査業務費用の予算804万3,000円を支出することを決定し、着手したが、この支出は市長が職務上職員に適切に指示していれば起因しなかったものであり、違法もしくは不当な支出である。よって検査業務の中止及び支出の差止めと市長への賠償を求める。

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備していると認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 浮き栈橋の建造は違法もしくはは不当な財産の取得にあたるか否かについて。
- (2) 浮き栈橋の安全性確認のための検査業務費用 804 万 3,000 円に対する支出が財務会計上違法もしくはは不当な支出であるか否かについて。
- (3) 市長の指揮監督上の義務違反について。
- (4) 検査業務の中止について。

2 監査対象部局

産業観光部、旧観光交通部、旧まちづくり推進部、検査室を監査対象部局とし、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 21 年 7 月 13 日関係職員の事情徴取を実施した。

また、三重県県土整備部に対して文書照会による調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 21 年 7 月 9 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の趣旨は次のとおりである。

- (1) 海上アクセス事業は市民の合意を得ないまま進められた先の見通しのない事業であり、当初の計画から執行にいたるまで無謀でずさんである。
とりわけ、1 億 4,700 万円をかけて建造された浮き栈橋は、安全性が確認できないとして、港湾管理者である三重県知事から使用停止の指示を受けている。これは、浮き栈橋が、省令の適用を受けるにもかかわらずそのことを認識せず、省令に沿った設計がなされなかったこと。また、職員が中古台船を使用した設計を行った際にも省令の大幅改正を認識しなかったことに起因するものであり、明らかに法令違反である。
- (2) 浮き栈橋は公共交通の重要な施設であり、業務上の常識として乗員・乗客の安全が第一に担保されなければならない。中古台船の取得に対しても安全性の確保、国の基準等のうえにたって何を確認して購入しなければならない

いか、あるいは設計施工しなければならないか法令の準拠が重要となる。

中古台船購入にあたり船歴等の確認をしなかったことは、初歩的な事務手続きを怠っており、違法または不当な財産の取得である。

- (3) 上記(1)(2)については、担当職員が慎重・確実に行っていれば防止できたことであり、市長の監督責任は否定できない。この安全性調査への公金支出は、市長が注意していれば全く必要なかったものである。

よって、804万3,000円を予算計上し、588万円の契約をしたが、支出されれば、財務会計上違法または市民の財産の不当な支出であり市長に対して返還を求める。

- (4) 現在進行中の検査業務の中止を求める。

- (5) 検査業務804万3,000円の予算計上に対する588万円の委託料の支出と予算の執行残額の差止めを求める。

第3 暫定的停止勧告

本件請求では、陳述において検査業務の中止を求められたため、暫定的停止勧告の必要性を慎重に検討した。

法第242条第3項では、「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき」と規定されている。

本件請求は、適法な手続を経て予算措置されたものであり、また、契約内容等について違法であると思料するに足る相当な理由がなく、回復困難な損害を避けるための緊急の必要があるとは言えず、暫定的停止の勧告は行わないものとした。

第4 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 本件に関する経緯及び財務会計上の行為は次のとおりである。

平成18年12月4日	産業建設委員協議会でA株式会社からアクセス航路への進出の意向が要望書とともに提出されたことを報告
平成19年3月16日契約	委託名：海上アクセス周辺施設設計業務委託 【注1】 予算額：1,350万円（予算残額：9,601,350円） 契約額：510万6,150円 変更契約日：平成19年6月8日 変更契約額：612万8,850円

	<p>支 払 日：平成 19 年 7 月 27 日</p> <p>工 期：平成 19 年 3 月 16 日～平成 19 年 6 月 28 日</p> <p>業 者 名：株式会社 B</p> <p>設計内容：ターミナル周辺施設設計、箱型函渠設計、 控式矢板護岸設計、係留施設詳細設計、 係留杭詳細設計、土質資料整理解析</p>
平成 19 年 3 月 26 日公布 平成 19 年 4 月 1 日施行	「国土交通省令」全部改正
平成 19 年 6 月 7 日契約	<p>委 託 名：海上アクセス周辺施設積算業務委託</p> <p>予 算 額：1,710 万円 ^{【注2】}（予算残額：2,999,550 円）</p> <p>契 約 額：288 万 7,500 円</p> <p>支 払 日：平成 19 年 12 月 12 日</p> <p>工 期：平成 19 年 6 月 7 日～平成 19 年 11 月 12 日</p> <p>業 者 名：財団法人 C</p> <p>積算内容：係留施設整備工事、周辺施設整備工事、 下野大湊線道路改良工事</p>
平成 19 年 7 月 2 日	港湾区域内水域占用協議書を三重県に提出、その際はしけ基準の資料で協議。
平成 19 年 12 月 28 日契約	<p>工 事 名：海上アクセス係留施設整備工事</p> <p>予 算 額：1 億 5,800 万円</p> <p>契 約 額：1 億 1,392 万 5,000 円</p> <p>変更契約日：平成 20 年 3 月 18 日</p> <p>変更契約額：1 億 4,730 万 5,550 円</p> <p>支 払 日：平成 20 年 1 月 23 日（前金） 平成 20 年 4 月 21 日（残金）</p> <p>工 期：平成 19 年 12 月 28 日～平成 20 年 3 月 27 日</p> <p>業 者 名：D 株式会社</p> <p>工事内容：浮き栈橋加工・据付工、連絡橋製作・据付工、係留アンカー、灯浮標、防雨施設製作・設置工</p>
平成 20 年 3 月 27 日	海上アクセス係留施設完成
平成 20 年 10 月 30 日	浮き栈橋及び連絡橋設置工事の着手届、完了届を三重県に提出
平成 21 年 1 月 15 日	台船の製造年月日等詳細な記録がない旨の記事が初めて新聞報道される。
平成 21 年 2 月 13 日	産業建設委員協議会で、中部国際空港との航路凍結の報告

平成 21 年 2 月 25 日	3 月議会で、中部国際空港との航路凍結の報告
平成 21 年 3 月 5 日	三重県から 3 月 5 日付け「宇治山田港海上アクセスに係る浮き棧橋の使用停止について」指示文書收受
平成 21 年 3 月 12 日	三重県から 3 月 10 日付け「宇治山田港海上アクセスに係る浮き棧橋の工事完成届出書」が返戻され收受する。なお、安全確認終了後は、改めて届出書を提出する旨併せて通知される。
平成 21 年 3 月 19 日	平成 20 年度補正予算「宇治山田港係留施設設計検討業務（予算額 804 万 3,000 円）」について審議・可決
平成 21 年 5 月 1 日契約	<p>委 託 名：宇治山田港係留施設設計検討業務委託 予 算 額：804 万 3,000 円 契 約 額：588 万円 工 期：平成 21 年 5 月 1 日～平成 21 年 8 月 28 日 業 者 名：E 株式会社 三重事務所 設計内容：現況調査業務と設計検討業務。</p> <p>現況調査業務は、主要諸元調査、外観目視調査、肉厚測定、設計検討業務は、現況性能評価、対応策の検討、維持管理計画書作成</p>

【注 1】 予算額 1,350 万円については、当該事業のみの予算ではなく、平成 18 年度繰越予算（節）委託料（細節）事業委託料（細々節）設計・監理委託料の総額

【注 2】 予算額 1,710 万円については、当該事業のみの予算ではなく、平成 18 年度繰越予算（節）委託料（細節）事業委託料の総額

（2）浮き棧橋建造の経過

ア 平成 18 年 12 月 4 日に開催された産業建設委員協議会で、A 株式会社から海上アクセス航路への進出の意向が、要望書とともに提出されたことが報告され、同年 12 月 25 日の 12 月定例議会で、平成 18 年度海上アクセス推進事業の補正予算 3 億 7,200 万 1,000 円が議決された。そのうち係留施設整備の予算は 1 億 5,800 万円である。

当初の計画段階では、新規製造と中古台船の両方で検討したが、補正予算を計上する際に新規製造で要求し、設計においても新規製造で行った。

イ 海上アクセス係留施設設計業務委託にあたり、平成 19 年 1 月から 2 月にかけて新規製造による仕様書作成の作業を行い、その設計書を検算員、係長、課長とチェックを行った。

詳細設計については、港湾施設の一部であるから、省令に準じた設計をすべきところ、日本海事協会の鋼船規則・Q 編「鋼製はしけ」基準（以下「はしけ基準」という。）に準じて設計された。これは、伊勢市にとって今回のような規模の係留施設の建造は過去に例がないため、係留施設の詳細設計にあたり、大手造船会社 2 社に「箱の構造体を造る場合にどのような基準にす

べきか」職員が電話照会したところ、「通常船舶を設計する場合、国際船級協会である日本海事協会（NK）の規則に基づき設計し、鋼製の箱型構造体で移動も考慮することから、いわゆる台船であるので、NK規則に基づけば良いと思う」との回答を得たものである。

また、県内港湾施設の現地確認を行ったが、設計基準等は確認していない。

このような背景から箱型の船の構造体を意識して、はしけ基準で設計を実施したものであり、旧省令について考慮していなかった。

さらに、平成 19 年 4 月に省令が全部改正されたことについても認識しておらず、業者へも周知していなかった。

委託業者においても省令が改正された認識はなく、改正後も業者から市に対し、省令改正の通知はなかった。入札については、入札参加資格要件を満たしている業者で入札され、平成 19 年 3 月 16 日に海上アクセス周辺施設設計業務委託の契約を締結した。

ウ 平成 19 年 6 月 7 日海上アクセス周辺施設積算業務委託の契約を締結し、経費についての積算を行いかけたが、係留施設として浮き栈橋の屋根及び固定工事費、連絡橋設置工事費等が当初予定していた額より高額となり、当初予算額を上回ることが判明したため、平成 19 年 8 月 20 日から積算委託業務の施行を一時中止した。これは、当初、係留施設は新規製造で計画していたが、より安価で、納入時期も短縮できる中古施設の利用を検討し、中古施設が確定するまで業務を中止したものである。

エ 平成 19 年 8 月から 11 月にかけて中古浮き栈橋の検討を行った。同年 9 月には淡路方面の不要となった中古浮き栈橋を購入できないか、浮き栈橋を所有する自治体に連絡をとり現地で確認調査を行ったが、補助金の関係で直ぐには売却できないことや幅と長さの不足などにより購入はできなかった。

さらに伊勢湾沿岸で浮き栈橋の調査を行ったが、船が発着する浮き栈橋の該当はなかった。しかし、調査の中で、近隣地域で唯一台船の製造、修理及びリースを行い、浮き栈橋として使用できる中古台船を所有する業者が市内にあったことから、同年 9 月下旬に長さ、幅、深さ等の規格及び陽極設置等保存状況等の条件で見積り依頼を行った。

設計の基礎となった中古台船については、同年 11 月初旬に最も条件を満たす台船を特定したが、その時点で製造年月日及び船歴等は確認しなかった。

オ 市職員が平成 19 年 10 月から 11 月にかけて、設計を行ったが、新規製造設計時と同様、省令は認識していなかった。

カ 平成 19 年 11 月 20 日中古台船を加工することに決定した。理由は、経費節減、工期短縮であり、意思決定の方法は、海上アクセス係留施設整備工事の施行伺いにより方針を決定している。

中古台船を採用する際の安全性の庁内協議については、規格、維持管理状況を良として意志決定し、製造日等の船歴の認識はなかった。

キ 平成 19 年 12 月 28 日海上アクセス係留施設整備工事の契約を締結し、仕様書に基づき業者が中古台船を選定したが、その中古台船は市が設計する際見積もりを徴取したのと同じ台船である。

台船の加工についての安全性は、施工承認においてはしけ基準に基づき、施工図、安定計算等を確認しているが、省令に基づく台船の安全性を確認する作業は行われていない。

ク 平成 21 年 1 月 15 日の新聞報道に伴い、改めて当時の設計を確認する中で、浮き棧橋が省令に基づいた設計がなされていないことが判明した。

ケ 中古台船の追跡調査として、平成 21 年 1 月に請負業者及び旧台船所有者に対して、聞き取り調査を実施したが、船歴等の確認はできなかった。

コ 浮き棧橋の安全性について検証を行うため、平成 21 年 5 月 1 日宇治山田港係留施設設計検討業務委託の契約を締結した。

検査項目として、浮き体の形状測定、鋼材の肉厚測定など構造状況を把握する現況調査と省令に沿った確認作業などを行う設計検討業務を実施する。

(3) 浮き棧橋の規定

省令では浮き棧橋の要求性能として、第 30 条で次のとおり規定している。

(浮き棧橋の要求性能)

第 30 条 浮き棧橋の要求性能は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

(1) 船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(2) 自重、変動波浪、レベル 1 地震動、船舶の接岸及び牽引、載荷重等の作用による損傷等が、当該浮き棧橋の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

2 前項に規定するもののほか、当該浮き棧橋の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮き棧橋の要求性能にあっては、津波、偶発波浪等の作用による損傷等が、当該浮き棧橋の機能が損なわれた場合であっても、当該浮き棧橋の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

また、省令の細目を定める告示（平成 19 年 3 月 28 日国交省告示第 395 号）

(以下「告示」という。)では、浮棧橋の性能規定を次のとおり定めている。

(浮棧橋の性能規定)

第56条 第48条第1項(第2号を除く。)の規定は、浮棧橋の性能規定について準用する。

2 前項に規定するもののほか、浮棧橋の性能規定は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

(1) 利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。

(2) 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

(3) 対象船舶の諸元及び浮棧橋の利用状況に応じた所要の乾舷を有すること。

(4) 主たる作用が変動波浪、レベル1地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。

イ 浮体の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

ロ 浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

3 前2項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮棧橋の性能規定にあつては、主たる作用が津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

4 第64条及び第91条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

(4) 浮き棧橋の安全性

浮き棧橋に採用された中古台船は、船歴、構造等の資料が手元になく、それらについて不明な状態である。

したがって、はしけ基準に準じて設計したとしているが、実際は、その外見から当該中古台船は、はしけ基準に準じて建造されているものであろうと推定したものに過ぎない。

その後、当該中古台船の安全性が問題になり、船歴、構造等に関する資料を業者に求めたが、業者にもないことが判明した。

現時点では浮き棧橋の安全性に関して調査中である。

(5) 誤認を改める機会は無かったのか

浮き栈橋の設計書に基づく費用積算を財団法人Cに委託したが、その成果品として納入された特記仕様書には港湾の施設の技術上の基準に準拠すべきことが記されているが、積算仕様書であったため担当職員も細部まで確認していなかった。

また、港湾管理者である三重県及び河川管理者である国土交通省との浮き栈橋占用の申請において、はしけ基準の資料で協議をしたが、両者からも特に指摘は受けず、新聞報道で問題になるまで気づかなかったものである。

2 請求人の主張と関係部局の説明

(1) 省令に沿った設計でないことについて

請求人は、省令の認識を怠り、省令に沿った設計ではなかった。また、その基準を満たしていないと主張している。

これについて産業観光部は、省令が大幅に改正されたことに対する市職員の認識の有無、認知度及び業者への対応の有無について、仕様書作成の作業は、平成19年1月から2月のため、省令が同年4月に大幅改正されることについては、認識しておらず、業者へも周知はしなかった。

また、浮き栈橋の詳細設計については、はしけ基準に準じて設計を実施しており、同省令は考慮していなかったと回答している。

改正省令を反映していない設計に基づき、新規製造で建設した場合の予測される問題点について、この基準が省令を満たしているかのチェックが必要となると述べている。

満たしていない項目及びその対応策については、省令、はしけ基準のどちらの基準も、風・波・船舶接岸時衝撃力等を考慮して設計することとなっているが、現在設置された浮き栈橋が、省令に適合しているかチェックする必要がある、宇治山田港係留施設設計検討業務委託により確認すると述べている。

(2) 中古台船に変更したことについて

請求人は、台船購入の際に、製造年月日及び船歴、その他など、台船の持つ特殊性を認識せず、商品購入の初歩的な事務上の手続を怠ったと主張している。

これについて産業観光部は、中古台船に変更の検討を平成19年8月から11月にかけて行ない、11月20日に、経費節減、工期短縮の理由で、海上アクセス係留施設整備工事の施工伺いの方針により決定した。

「工期短縮のため」の理由の詳細は、新規製造の場合、一般的に製作に半年近い工期が必要となるが、中古台船を浮き栈橋に加工する場合、約3ヶ月の工期になると判断し、また「経費削減」の理由の詳細は、中古台船の経費については、1億2,785万7,450円であり、新規製造については、概算で約2

億 100 万円と算出したと述べている。

■詳細設計内容（平成 19 年 8 月頃における積算例・新規製造）

1) 浮き棧橋工

製作費（10m×35m×2.5m）＝96,000,000 円

浮体製作 500 t ×130,000 円/ t =65,000,000 円

ドッグ費 5 ヶ月×100 万円＝5,000,000 円

塗装工（3 回塗り）1,000 m²×10,000 円/m²＝10,000,000 円

附属施設取付（陽極・防弦材・防護柵等）＝8,000,000 円

輸送費・据付工＝8,000,000 円

2) 上屋工 アルミ製上屋 10m×35m＝30,000,000 円

3) スパッド設置工 φ1,200 L＝26m 鋼管杭 4 本 ＝50,000,000 円

4) 連絡橋設置工 幅 3 m 長さ 22m ＝25,000,000 円

計 ＝201,000,000 円

また、中古台船を市が直接購入したかどうかについて確認したところ、海上アクセス係留施設整備工事において、施工業者が中古台船を購入し加工したものを市が取得したが、中古台船そのものを市が直接購入していないと述べている。

中古台船について、いつ何を確認し、何を確認しなかったのかについては、平成 19 年 11 月初旬に、長さ、幅、喫水、陽極設置及び錆状況等維持管理状態を目視確認したが、その時点で製造年月日及び船歴等は確認していなかったと回答している。

(3) 不当な財産の取得について

請求人は「第一に港湾施設を建造する際の技術上の基準の認識を怠り、省令に沿った設計でなかったこと、第二に浮き棧橋を中古台船に変更した際、製造年月日及び船歴、その他など台船の持つ特殊性を認識せず、商品購入の初歩的な事務上の手続きを怠ったことは明らかであり、この事実は不当な財産の取得である」と主張している。

これについて、産業観光部は、省令を認識せずに、はしけ基準を適用したという事務上の不備があったものの、あとから安全性を確認するので不当な財産の取得であるとはいえないと述べている。

3 監査委員の判断

本件請求について、事実関係の確認に基づき協議を行なったが、最終的に意見の一致を見ることができず、法 242 条第 8 項の規定による合議が整わなかったため監査の結果については、決定をなし得なかった。

なお参考として、各監査委員の意見を添付する。

(1) 浦野委員、藺田委員の意見

ア 浮き棧橋の建造は違法もしくはは不当な財産の取得にあたるか否かについて。

請求人が主張する台船における不当な財産の取得について、この事業である海上アクセス事業は、平成 18 年 12 月議会において議決され、事業が進められてきたものであり、事業の手続き上において何ら不当性及び違法性はない。また平成 19 年 12 月 28 日～平成 20 年 3 月 27 日に施行された海上アクセス係留施設整備工事（浮き棧橋加工・据付工、連絡橋製作・据付工、灯浮標）において、結果的に認識不十分な設計による契約ではあったものの契約自体は有効であり、不当性及び違法性はない。

したがって本契約に基づき取得した台船については、製造年月日及び船歴、構造、肉厚、強度等を確認しないまま取得した事務上の過失はあったとしても違法もしくはは不当な財産の取得とはいえない。

イ 浮き棧橋の安全性確認のための検査業務費用 804 万 3,000 円に対する支出が財務会計上違法もしくはは不当な支出であるか否かについて。

「違法な公金の支出」とは、法規に違背した支出をいう。（昭和 23. 10. 12 行政実例）一方、「不当な公金の支出」は、一般的には時価により購入しうる物品について額のいかんにかかわらず当該支出が不適当な場合を言う。（昭和 23. 10. 12 行政実例）

よって、今回請求人の主張する違法もしくはは不当な支出とは、上記に沿って検討すると法規に違背しているもしくは額のいかんにかかわらず支出そのものが不適当な場合を指すものと解釈される。

今回の調査で住民監査請求が提出される前に、5 月 1 日入札によって、E 株式会社三重事務所と「宇治山田港係留施設設計検討業務委託」（工期 5 月 1 日～8 月 28 日）契約をしている。それについて以下のとおり検討する。

(ア) 法令違反について

請求人は、浮き棧橋は省令の適用を受けるにもかかわらず、職員が省令の認識を怠り、はしけ基準により設計したことが法令違反であるとしている。

関係法規等に準拠することは、業務遂行上、最も留意すべき事項であるが、伊勢市にとって今回のような規模の係留施設の建造は過去に例がなく、専門的な港湾の技術及び知識が必要であったこと、そして設計当初に大手造船会社に確認したところ、「海上での鋼製構造体であり、通常は『はしけ基準』に基づいて設計すれば良いと思う」と回答を得たうえで進めたことを考慮すると、遵守すべき法令を誤認した過失は認めるものの、重大な過失であるとはまではいえない。

(イ) 事務上の手続きを怠ったことについて

請求人は、中古台船購入の際、製造年月日及び船歴、その他など、台船の持つ特殊性を認識せず、商品購入の初歩的な事務上の手続きを怠ったとしている。

告示の「性能規定の基本」第2条によれば、中古台船を浮き棧橋に加工する場合、性能を示す書類で要求性能を照査必要があるが、設計時に中古台船を特定した際、製造年月日及び船歴等を確認せず、また、性能を示す書類も存在しないため、要求性能を確かめられない状態である。

浮き棧橋は安全性を重視しなければならない公共施設であるにもかかわらず、安全性が確認できないことについては、事務手続き上の注意を怠ったと言わざるを得ない。

【注3】海上アクセス係留施設整備工事において、施工業者が中古台船を購入し、加工したものを市が取得したものである。

【注4】性能照査とは、基準を満足していることが確認できることであり、確認する行為そのものをいう。

(ウ) 「宇治山田港係留施設設計検討業務委託」の契約について

本件検査業務費用804万3,000円については、伊勢市議会で平成20年度伊勢市一般会計補正予算として承認された予算である。

賛否両論はあったものの慎重に審議の上で議決されていることから、当局としての意思決定がなされており、また、執行機関は、原則として議決事項の執行を義務付けられると考えられる。

この契約については、伊勢市契約規則(平成17年11月1日規則第48号)、伊勢市会計規則(平成17年11月1日規則第42号)に則り、予算の範囲内で入札にて契約されたものであり、財務会計上支出負担行為(支出の原因となるべき契約の締結)が適正になされており、契約行為そのものについては、なんら違法性・不当性は認められず、職員の不当な行為もなく有効と考えられる。

本件契約は、省令を認識していれば発生しなかった費用であることは否めないが、はしけ基準に準じて設計しているため、本来は海上アクセス係留施設整備工事の施行の際に省令に適合しているか否かについて検査すべきところ、その検査を漏らしていたことにより後行で確認するためのものである。

また、はしけ基準に準じて設計した以上、新規製造または中古台船いずれの場合においても省令に沿った検査が必要であることから本契約は必要不可欠であるといえる。契約の違法性及び不当性は見当たらない。

(エ) 契約における債務の履行について

一般に、地方公共団体が私人との間で契約した契約の履行として公金を支出した場合、原則として、その契約が私法上無効でない限り、当該公金支出が違法であると解することは出来ないとされる。また、昭和62年5月

19日最高裁において、「当該契約が仮に随意契約の制限に関する法令に違反して締結された点において違法であるとしても、それが私法上当然無効とはいえない場合には、普通地方公共団体は契約の相手方に対して当該債務を履行すべき理由を負うのであるから、右債務の履行として行われる行為自体はこれを違法ということはできず、このような場合に住民が法第242条の2第1項第1号所定の住民訴訟の手段によって普通地方公共団体の執行機関又は職員に対し右債務の履行として行われる行為の差止めを請求することは、許されないものというべきである。」とした判決がある。これに沿って検討すると、これまでの検討により、本契約については違法性の無い契約である。よって私法上無効とはいえず、市は委託契約の相手側に対する債務の履行行為は違法とはいえない。

以上のことから、安全性の確認のために実施する本契約は有効であり、適用省令の誤認及び中古台船の安全確認の際の事務手続き上の瑕疵による過失は認めるものの、違法性もしくは不当性はないものと判断できる。

ウ 市長の指揮監督上の義務違反について

本請求の検査業務費用804万3,000円は、職員が改正された省令を認識せず、法令を遵守するという事務上の怠慢により本検査業務費用が生じたものであり、市長の監督責任は免れないという請求人の主張について検討する。

市は本施設の当初の設計にあたり、大手造船会社に照会して検討しているが、改正された省令による確認をしなければならない行為を怠ってはいたことは明らかである。

ところが、省令が改正されたことやそれに基づく確認が必要であるなどの市長宛の情報を、市長自ら全て確認をすることは現実的に不可能である。現実には関係部局内で処理される場合も多く存在することから、市長名で処理されている書面がすべて市長自らの実質的な判断を経て作成されていると限らないことは自明である。

よって、特に本件にみられるような特殊な港湾の技術及び知識を必要とする場合、設計担当者職員のみならず当時の関係部局が同様であったからといって、市長がその指揮監督上の義務に違反したものと認めることはできないと考えられる。

エ 検査業務の停止について

請求人が主張している検査業務の停止について検討すると、もし仮に今回浮き栈橋の安全性を確認する契約を中止して検査を行わないとした場合、現在履行している契約を中止することになり、これまでに履行した部分の費用を市が支払わなければならない。そして場合によっては、契約不履行による損害賠償金が発生する。さらに県から浮き栈橋としての使用許可が下りない台船は、省

令の基準を満たしているのかどうか不明なため、撤去及び処分等を行わなければならないことが予想され、その結果新たな経費が必要となり、更なる経費負担を強いられる。また、本海上アクセス事業は、市町村合併を契機とした新たな伊勢市のまちづくりの一環として、宇治山田港湾の基盤整備を進めるために、海上アクセスの旅客ターミナル及び周辺施設を建設するという目的で、合併特例債事業債（以下「合併特例債」という。）の適用を受けている。これにより、対象事業費の95%について合併特例債が起債され、その元利償還金に対して70%の普通交付税措置を受けている。しかし、今回の契約を中止すると、浮き栈橋の安全性が確認できなくなるため、その部分の目的が達成されなくなる。浮き栈橋に係る事業に対しての適用がなくなる恐れがあり、その結果、浮き栈橋に係る総事業費1億4,730万5,550円の全てを市が負担しなければならなくなり、市の財政負担がさらに大きくなることが予想される。よって検査業務を停止することは、市に新たな経費負担を発生させ、本海上アクセス事業に大きな障害を及ぼす可能性がある。

さらに、浮き栈橋の係留については、港湾管理者である県から水域の占用許可を得ているが、安全性の確認が占用状態を左右すると考えられる。

以上、慎重に考慮した結果、安全性の確認の為の検査は、必要不可欠であり、検査業務の停止はできないと判断した。

オ 公金の支出差止めを求めていることについて

今回の検査業務費用804万3,000円から契約締結額588万円の差額の差止めを求めることについて検討すると、イで述べたように804万3,000円において伊勢市議会で平成20年度伊勢市一般会計補正予算として承認された予算であることから違法および不当性はない。そして請求人が主張している今回の検査業務費用804万3,000円から契約締結額588万円との差額は、現在のところ未執行であるが、もし仮に新たな安全確認のために今回締結した「宇治山田港係留施設設計検討業務委託」における変更増額契約又は別に新たな検査業務が発生したとしても、「宇治山田港係留施設設計検討業務委託」と同様な理由に基づいて行なわれると考えられる。よって、エで検討した理由と同様に、この作業を止める理由がないものと判断できる。

したがって、今回の検査業務費用804万3,000円から契約締結額588万円の差額の差止めを求めることはできないと考えられる。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(2) 鈴木委員の意見

浮き栈橋の設計について

ア 省令の存在を知らず、船歴、諸元の記録のない台船を採用することを決定したのは、過失にあたる。その安全性については現時点では不明で、省令の基準が示す要求性能を満たしているか否かも不明である。しかし、告示の第3条に性能照査の基本として、「技術基準対象施設の性能照査は、作用、供用に必要な要件及び当該施設の保有する性能の不確定性を考慮する方法又はその他の方法であって、信頼性の高い方法によって行わなければならない。」と定めている。なお、性能照査とは技術基準対象施設が性能規定を満足していることを確認する行為である。また、「この告示で定める技術基準対象施設の性能規定は、当該施設の要求性能を照査するための要件とすることができる。この告示で定める性能規定以外の性能規定であって、技術基準対象施設の要求性能を満足することが確かめられるものも同様とする。」(第2条 性能規定の基本) なお、性能規定とは、性能照査を行えるよう、要求性能を具体的に記述した規定をいう。台船の諸元や性能を現すものが何もない現状では、少なくとも性能照査を行えず、この省令に違反していることは明らかであると考えらる。

イ 市は、省令の存することを知らず、はしけ基準で設計したことは、事務手続上の過失であるが、中古台船を採用する限り、検査は不可欠で、検査の時期が遅れただけであると主張するが、台船が、はしけ基準を満足していることの確認も採用時にしていないことから、市の主張には理由がない。

ウ 判断については、下記のとおりである。

(ア) 市は省令に定める技術基準を認識せず、浮き桟橋を建造したことは違法もしくは不当であるとする請求人の主張について、市が本施設を建設するにあたって採用した中古台船について、その船歴や諸元が不明で性能を具体的に記述した文書もなく、また、それらを調査した上で採用したものでないことは市の認めるところであり、省令に違反し、違法であることは明らかである。

請求人はこの違法性について何らの措置を求めているものではないが、本件請求の根本原因が省令を知らなかったことに起因するものであり、敢えて付言すると、仮に違法な財産の取得にあたるとしても、一連の財務会計行為は、請求適法期間を過ぎている。

(イ) 次に、アの違法性について職員の事務上の怠慢により生じ、市長が的確に指示すれば防ぎえたものであり、市長に監督責任があると請求人が主張することについて、市は本施設の当初の設計にあたり、他の自治体や信頼のおける造船会社2社に照会するなどしており、不注意であったことは否めないが、ただ漫然と省令を見逃していたわけではない。誤認からはしけ基準で設計したことや、諸処事情から本施設の浮体について中古台船を採

用することに設計変更し、その台船採用の過程で違法があったことはアで述べたとおりである。

ところで、省令の認識がなかったことについては、設計担当職員のみならず当時の観光交通部全体が同様であることからしても、市長もその違法性を認識していなかったことは明らかであり、市長がその指揮監督上の義務に違反したものと認めることはできない。

(ウ) 違法性の継承の問題について

省令を認識しないまま、浮き栈橋を建造したことに違法性が内在し、浮き栈橋の検査の実施の動機目的をなすものであっても、前記検査は浮き栈橋を建造する行為そのものとは区別され、それとは独立しているものであるから、前記検査が違法となるものではない。

(エ) 契約における債務の履行について

一般に、地方公共団体が私人との間で契約した契約の履行として公金を支出した場合、原則として、その契約が私法上無効でない限り、当該公金支出が違法であると解することは出来ないとされる。また、昭和62年5月19日最高裁において、「当該契約が仮に随意契約の制限に関する法令に違反して締結された点において違法であるとしても、それが私法上当然無効とはいえない場合には、普通地方公共団体は契約の相手方に対して当該債務を履行すべき理由を負うのであるから、右債務の履行として行われる行為自体はこれを違法ということとはできず、このような場合に住民が法第242条の2第1項第1号所定の住民訴訟の手段によって普通地方公共団体の執行機関又は職員に対し右債務の履行として行われる行為の差止めを請求することは、許されないものというべきである。」とした判決がある。これに沿って検討すると、これまでの検討により、本契約については、契約当事者は、浮き栈橋の設計業者や施工業者と異なる別個の業者であり、契約内容、手続き等違法性の無い契約である。よって私法上無効とはいえず、市は委託契約の相手側に対する債務の履行行為は違法とはいえない。

以上のことから、安全性の確認のために実施する本契約は有効であり、違法性、不当性はないものと判断できる。

(オ) 請求人が主張している検査業務の停止について検討すると、もし仮に今回浮き栈橋の安全性を確認する契約を中止して検査を行わないとした場合、現在履行している契約を中止することになり、これまでに履行した部分の経費及び途中で解約したために生ずる損害賠償金を請求（契約書第43条第2項）される場合もあり、検査業務を停止することは適当でないと判断する。

(カ) 公金の支出差止めを求めていることについて

今回の検査業務費用 804 万 3,000 円から契約締結額 588 万円の差額の差止めを求めることについて検討すると、(エ) で述べたように 804 万 3,000 円に違法又は不当性はない。仮に新たな安全確認のために、今回締結した契約における変更増額契約又は新たな検査契約が発生したとしても、予算の範囲内で同様に契約して支出するには問題はないと考えられる。